

年末年始の業務のお知らせ

□は休み。■は窓口業務・電話対応のみ。

施設名	月日	12月					1月						
		26日(火)	27日(水)	28日(木)	29日(金)	30日(土)	31日(日)	1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)	6日(土)
加東市役所、地域情報センター(KCV)、 加東市民病院(休日当直医は24ページ参照)、 ケアホームかとう													
社福祉センター、ラポートやしろ													
やしろ国際学習塾、滝野文化会館、東条文化会館													
中央図書館、滝野図書館													
東条図書館、図書・情報センター													
滝野福祉センター、東条福祉センター													
社公民館、滝野公民館、東条公民館													
やしろこどものいえ、きらら、東条鯉こいランド													
市内体育館、武道館、グラウンド、テニスコート													
やしろ鴨川の郷(12月の宿泊は28日(木)まで)													
滝野温泉「ぽかぽ」													
東条温泉とどろき荘													
アクア東条													
加古川流域滝野歴史民俗資料館													
小野加東斎場(湧水苑)													

庁舎休業日の ●出生・婚姻届など…24時間受付。※夜間(17時15分～8時30分)はお預かりし、翌開庁日の業務開始後に受理します。
戸籍届出について ●死亡届(斎場予約)…8時30分～17時15分の間に受付。※夜間は受け付けていません。

年末年始ごみ・し尿収集

項目	月日	12月			平成30年1月	
		27日(水)	28日(木)	29日(金)	4日(木)	5日(金)
の収集 ごみ・資源	社・東条地域	通常収集	通常収集	全地域燃えるごみ収集	通常収集	通常収集
	滝野地域	通常収集	通常収集	通常業務		
持ち込みなど ごみ・資源の	社・東条地域	通常業務	通常業務	通常業務	通常業務	通常業務
	滝野地域	通常業務	通常業務	通常業務		
し尿の収集	社・東条地域				通常収集	通常収集
	滝野地域	通常収集	午前のみ収集			

全施設休業です
12月30日(土)から
1月3日(水)までは

- ・年末年始は、ごみ量が多くなります。大掃除は早めに行い、各地区(自治会)で管理されているごみステーション、またはごみ処理施設へ少しずつ持ち込んでください。
- ・年末年始は、搬入者の増加による各処理施設の混雑が予想されます。早めの持ち出しを心がけましょう。

コンビニ交付の利用可能時間

12月29日から翌年の1月3日までと、システムのメンテナンス日とを除く、毎日6時30分～23時

とっても便利!
住民票等の取得はコンビニ交付をご利用ください

加東市に住民登録がある方は、ご自身のマイナンバーカードを利用することで、住民票の写し・印鑑登録証明書・所得課税証明書・住民票記載事項証明書を、全国のコンビニエンスストアで取得できます。(発行手数料は、1件につき250円です)

問い合わせ
市民生活部市民課(庁舎1階)
☎43-0390



事業主のみなさんへ

平成30年度から個人住民税・特別徴収を徹底します

兵庫県と県内すべての市町は、平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底します。

特別徴収とは、従業員の給与から個人住民税を天引きし、従業員のかわりに、事業主が、毎月、市町に税を納入していただくものです。

特別徴収は、地方税法および各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行うすべての事業主(給与支払者)に義務づけられています。特別徴収を実施していない事業主のみなさんは、制度をご理解いただき、特別徴収を実施してください。

特別徴収のメリット

従業員の方にとっては、①年12回納める給与天引きになり、年4回納める普通徴収に比べて、1回あたりの納税額が少なくて済む、②金融機関に出向く手間がなくなる、③納付忘れを防げるといったメリットがあります。

なお、所得税と違い、個人住民税の税額および月割額は市が計算するので、事業主のみなさんには、税額の計算や、年末調整をする手間がかかりません。

◆特別徴収が不要なケースは法令で定められており、事業主のみなさんや従業員の方の希望により、特別徴収を『行う』か『行わない』かを選択することはできません。

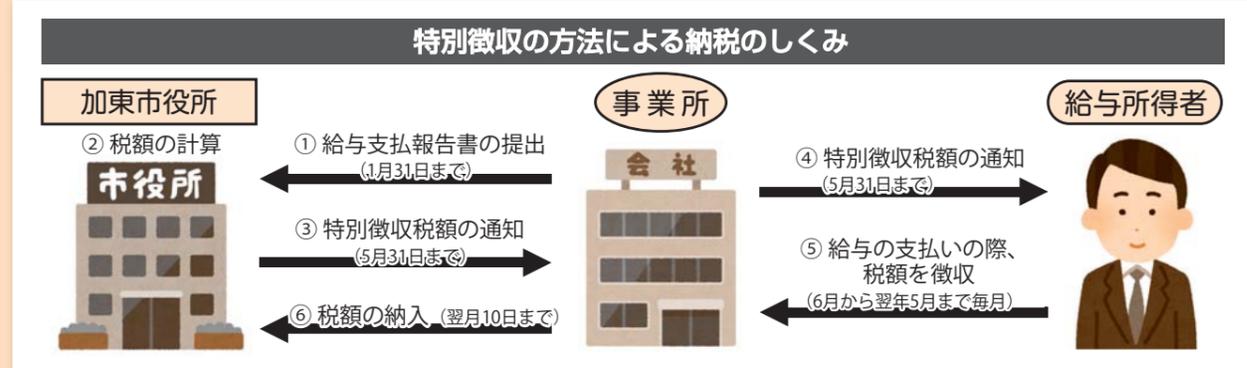
◎次の要件に該当しない限り、現在、普通徴収(従業員個人の納付)となっている方も、今後は特別徴収になります。

- a 退職者、または給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職を予定している方
- b 給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与が毎月支給されていない方
- d 他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方(乙欄適用者)

■給与支払報告書の提出は平成30年1月31日(水)まで
給与支払報告書は、平成29年中に給与を受け取った方全員分が必要です。正社員・契約社員・アルバイト・パート従業員・同年中の退職者の分の給与支払報告書を揃え、総括表とともに提出してください。

なお、普通徴収の方がおられる場合は、給与支払報告書に加え、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)を作成・添付してください。その際は、給与支払報告書の摘要欄に、普通徴収となる要件の略号(上記a～d)を記載したうえで提出をお願いします。

問い合わせ 総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0396



ストップ!! 滞納

12月は滞納整理強化月間です

加東市では、12月を『滞納整理強化月間』として、市税や市の公共料金の自主納付促進と収納率向上のため、全庁一斉に徴収を徹底します。

納付していない税・公共料金がないか、今一度、確認をお願いします。

問い合わせ 総務部財政課(庁舎4階) ☎43-0413



年末の交通事故防止運動

12月1日(金)～10日(日)

運動重点項目

- ①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ②飲酒運転の根絶
- ③夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ④全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

問い合わせ 協働部防災課(庁舎4階) ☎43-0402

